# 1. 電子契約の対象案件等

# 1. 電子契約の対象案件等

（1） 対象案件

（2） 対象発注機関

# 1. 電子契約の対象案件等

## （1） 対象案件

○ 広島県が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び地域維持事業に係る業務のうち、発注機関が「電子契約対象案件」として指定するもの

○ ただし、受注者が電子契約を希望する場合のみ。

※ 落札決定（随意契約の場合は、契約の相手方決定）後、受注者が「電子契約意向確認書」を提出することにより、電子契約又は紙契約を選択

## （2） 対象発注機関

環境県民局自然環境課、商工労働局産業用地課、農林水産局、
土木建築局、上下水道部流域下水道課、教育委員会、警察本部、総務局